

# 令和5年度 環境省重点施策について

2022年10月6日

環境省 中国四国地方環境事務所

地域脱炭素創生室長 市川琢己



- 令和5年度 環境省重点施策
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
- 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業
- 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
  - －公共施設への太陽光発電等設置
- 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業
  - －オンサイトPPA
- 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業
  - －ZEB・ZEH

# 令和5年度 環境省重点施策



## 社会課題の解決による新しい資本主義の実現

- 我が国が直面する最重要社会課題
  - ・一刻の猶予も許さない気候変動問題
  - ・ウクライナ侵略とエネルギー安全保障
  - ・輸入資源価格高騰
  - ・災害頻発化・激甚化
  - ・人口減・少子高齢化による地域衰退
  - ・福島復興、環境再生

- 新しい資本主義の実現
  - ・社会課題を対症療法的に解決するのではなく、解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置づけ、課題解決と経済成長を同時実現するのが「新しい資本主義」

## 環境省重点施策のポイント

- ・炭素中立、循環経済、自然再興の同時達成により、持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長を同時実現し、「新しい資本主義」に貢献
- ・「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化・最大限活用
- ・地域・くらしの脱炭素化、関連する社会インフラ・サプライチェーン分野の投資促進で、自立国産の再エネを最大限導入し、エネルギー安全保障に貢献
- ・G7に最大限貢献し、約4,000兆円とも言われる世界のESG資金を誘引
- ・日本の脱炭素技術等の海外展開でアジア・ゼロエミッション共同体構想に貢献
- ・命と環境を守る基盤的取組、東日本大震災・原発事故からの復興・再生

## 重点施策（2つのコアミッション）

（単位：億円）

令和5年度要求額 一般会計:1,861億円（125%） / エネルギー特別会計:2,436億円（147%） / 東日本大震災特別会計:3,117億円（91%） / 合計:7,414億円 ※GXは事項要求 ※国土強靱化は事項要求

### ①時代の要請への対応

#### 炭素中立型経済社会（カーボンニュートラル）

##### (1) 地域・社会インフラ・くらしの脱炭素トランジションの推進

- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 400
- ・(株)脱炭素化支援機構の出資制度 400【財投】
- ・初期費用ゼロ型太陽光等の再エネ導入支援 200【政府保証】
- ・サプライチェーン全体の脱炭素化取組の推進 115
- ・住宅建築物のZEH・ZEB化推進 270
- ・再エネとセットでの電動車のシェアリングや地域交通への普及促進 34

##### (2) 成長志向型カーボンプライシングの取組

##### (3) 森林等の吸収源対策の推進

##### (4) 熱中症対策を始めとした適応施策の推進

#### 循環経済（サーキュラーエコノミー）

##### (1) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の加速化

- ・プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化 100【新】
- ・バイオマスプラ、SAF、太陽光パネル、金属、地域廃棄物バイオマス等の省CO2化実証事業 50【新】
- ・食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進 2
- ・サステナブル・ファッション等の促進 1

##### (2) レジリエントな廃棄物処理体制の構築

- ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討 5
- ・一般廃棄物処理施設・浄化槽の整備 813【事項要求】

#### 自然再興（ネイチャーポジティブ）

##### (1) 生物多様性国家戦略に基づく30by30目標や自然資本に配慮した経営等の実現

- ・30by30目標達成に向けた
  - ・国立・国定公園の新規指定等の推進 1
  - ・民間取組の認定等によるOECM推進 3
- ・生物多様性国家戦略に基づく取組推進 1

##### (2) 自然を活用した地域活性化の推進

- ・国立公園満喫プロジェクトの推進 128【事項要求】
- ・地域共生型地熱利活用の推進 2

### ②不変の原点の追求

#### 人の命と環境を守る基盤的取組

##### (1) 公害等の健康被害対策と生活環境保全

- ・水俣病や石綿飛散防止の対策 112
- ・エコチル調査 63
- ・有害物質(PFAS等)対策 2【新】 等

##### (2) 良好な環境の創出

- ・海岸漂着物対策 12【事項要求】 等

##### (3) 外来生物・鳥獣保護管理、動物愛護管理の強化等

- ・外来生物対策 11
- ・指定管理鳥獣捕獲支援 22【事項要求】 等

#### 東日本大震災からの復興・再生

- ・中間貯蔵施設の整備・管理、除去土壌の減容・再生利用 1,786
- ・ALPS処理水海域モニタリング 8
- ・放射線健康管理・健康不安対策 12
- ・脱炭素×復興まちづくり 5 等

#### GXと相乗効果を発揮する重点投資分野

- (1) GX×「人への投資」
- (2) GX×「科学技術・イノベーションへの投資」
- (3) GX×「スタートアップへの投資」
- (4) GX×「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」

#### G7日本開催を契機とした世界・アジアのSDGs達成への貢献

- (1) G7日本開催を契機とした環境外交での主導的な役割の発揮
- (2) アジア・ゼロエミッション共同体構想等に貢献する途上国の包括的な脱炭素移行支援



【令和5年度要求額 40,000百万円（20,000百万円）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

## 1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けることを2021年4月に表明した。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

## 2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

### 1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を支援します。

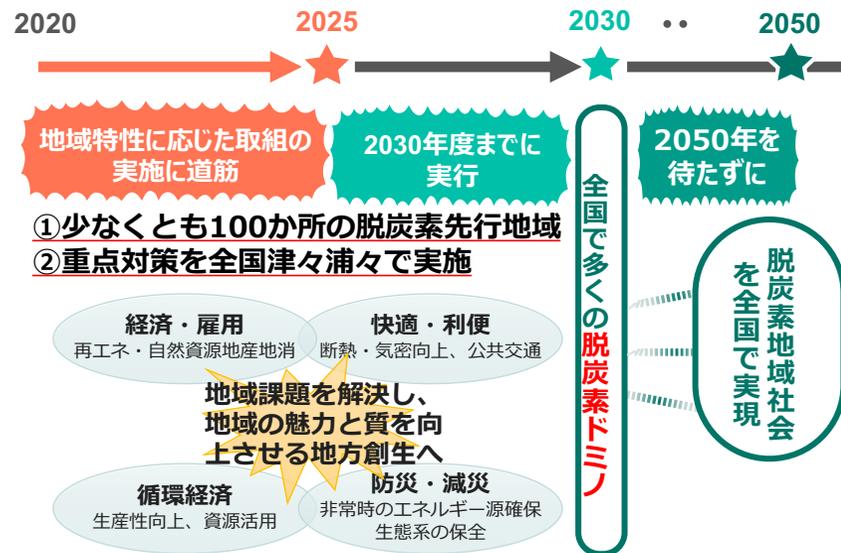
### 2. 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）に対して、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援します。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業 原則 2/3 ※、重点対策加速化事業 2/3～1/3等）
- 交付対象 地方公共団体等 ※財力指数が全国平均（0.51）以下の地方公共団体は一部 3/4
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ

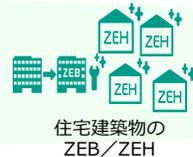


### <参考：交付スキーム>



# 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)
対象事業	<p><b>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</b></p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高機能・高効率換気・空調、コジエネ等)</p> <p><b>(2) 効果促進事業</b> (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。〕</p>
交付率	原則 2 / 3 ※① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財力指数が全国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね5年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置つけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む	





【令和5年度要求額 5,000百万円(800百万円)】

## 再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

### 1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、住民との合意形成、再エネ需要の確保、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

### 2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等その他の再エネの導入調査・事業実施体制構築支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

#### (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ② 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援
- ③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ④ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

#### (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業

- ① 促進区域設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開
- ② 地域の脱炭素化実装に向けた支援事業
- ③ 公共施設等への再エネ導入加速化支援事業

#### (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

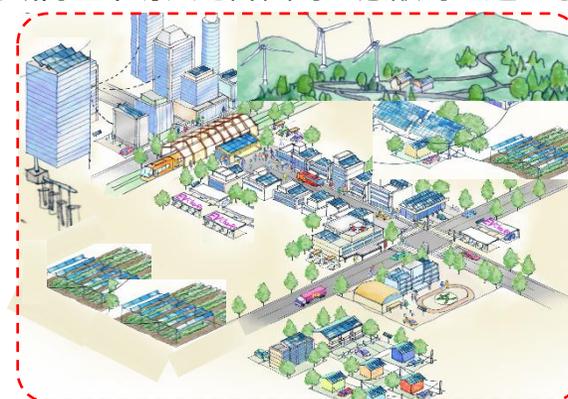
### 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)間接補助(定率;上限設定あり) (2)(3)委託事業
- 補助・委託対象 (1)①②地方公共団体、③④地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象)  
(2)(3)民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(1)③は令和4年度～、(2)②は令和4年度～、  
(2)③は令和5年度～、(3)②③は令和5年度～

### 4. 事業イメージ

#### 2050年カーボンニュートラルの実現

#### (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



- (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業
- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業



【令和5年度要求額 7,000百万円（2,000百万円）】 環境省

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

## 2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。
- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3 ②1/2（上限：500万円/件）  
市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2  
市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業者として、地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

## 4. 支援対象

公共施設への設備導入（例）



災害時に避難施設として機能を発揮する道の駅・温浴施設へ太陽光発電設備や未利用エネルギー活用した温泉熱設備を導入



防災拠点および行政機能の維持として機能を発揮する本庁舎へ地中熱利用設備を導入



地域の医療拠点として機能を発揮する公立病院へコジェネレーションシステムを導入



### 地域のレジリエンス強化・脱炭素化

再生可能エネルギー設備・蓄電池・未利用エネルギー活用設備・コジェネレーション



省エネルギー設備等



# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和5年度要求額 20,000百万円(うち要望額、9,904百万円) (3,800百万円)】環境省

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

## 1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

## 2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 1. 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業  
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

\* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態のこと

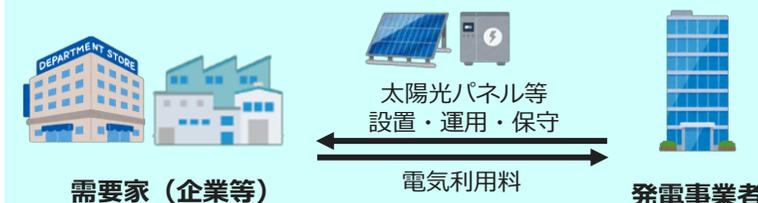
\* EV等については、(1)・(2)・(3)-1・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

## 3. 事業スキーム

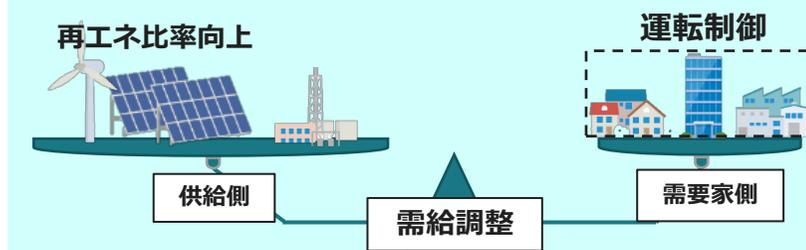
- 事業形態 間接補助事業／委託事業（メニュー別スライドを参照）
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

## 4. 事業イメージ

### (1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



### (3)-1 需要側設備の運転制御によるデマンド・サイド・フレキシビリティ創出





初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

## 1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限導入と防災性強化を図ります。

## 2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にも繋がり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を更に高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

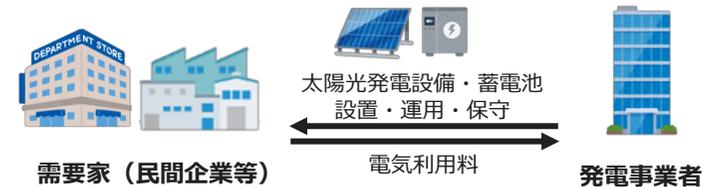
- 【補助】業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。  
 ※蓄電池（V2H充放電設備含む）導入は必須  
 ※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く）
- 【委託】ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う

## 3. 事業スキーム

- 事業形態
  - ①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
  - ②委託事業
- 委託先及び補助対象
  - 民間事業者・団体
  - \* 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。
  - \* EV等（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）
- 実施期間
  - 令和3年度～令和7年度

## 4 事業イメージ

### オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



### 太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース	5万円/kW			7万円/kW
購入	4万円/kW			-



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

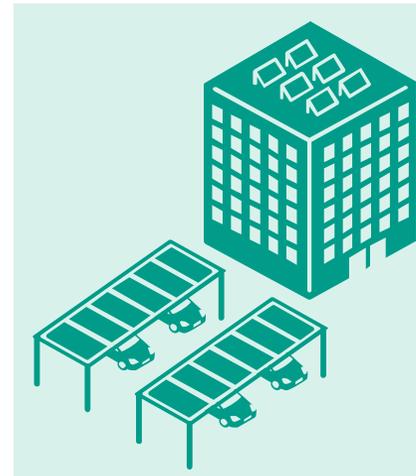
## 1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。
- 再エネ熱利用、未利用熱利用、自家消費型再エネ発電等の導入・価格低減を促進する。

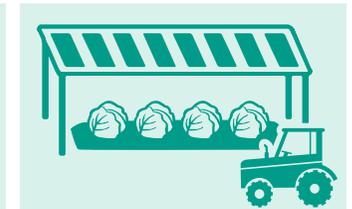
## 2. 事業内容

- 建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）**  
 駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- 地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）**  
 営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/2）**  
 オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。
- 再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3、1/2）**  
 地域の特性に応じた、再エネ熱利用、未利用熱利用（工場廃熱等）、自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）等について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）。
- 新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）**  
 新たな再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を公表し、横展開を図る。

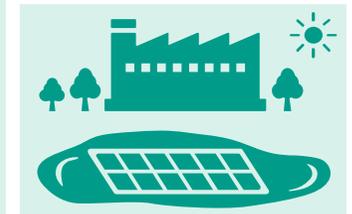
## 4. 事業イメージ



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

## 3. 事業スキーム

- 事業形態** ①～④：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2）  
 ⑤：委託事業
- 委託先及び補助対象** 民間事業者・団体等
- 実施期間** ①④⑤ 令和3年度～令和7年度  
 ②③ 令和4年度～令和7年度

### ※コスト要件

- ①②④（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。
- ④（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。



【令和5年度要求額 13,000百万円 (5,900百万円)】

## 業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

- ① 2050年CN実現、そのための2030年度46%減 (2013年度比) の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO<sub>2</sub>改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ② 建築物等において気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

### 2. 事業内容

- (1) 新築建築物のZEB化支援事業
  - ① レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
  - ② 新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 (経済産業省連携)
  - ③ 新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業
- (2) 既存建築物のZEB化支援事業
  - ① レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
  - ② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 (経済産業省連携)
- (3) 既存建築物における省CO<sub>2</sub>改修支援事業 (一部国土交通省連携)
- (4) 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業
- (5) 上下水道・ダム施設の省CO<sub>2</sub>改修支援事業 (厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携)
- (6) 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携)
- (7) 大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業
- (8) 平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO<sub>2</sub>独立型施設支援事業

※ (1) ①及び(2) ①は、他のメニューに優先して採択

※ 電力調達も勘案し再エネ100%となる事業は加点

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (メニュー別スライドを参照) ・ 委託事業
- 委託先及び補助対象 地方自治体、民間事業者等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

### 4. 事業イメージ

#### (1) 新築建築物のZEB化支援事業

##### ① レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。



#### (2) 既存建築物のZEB化支援事業

##### ② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。



## (参考) 令和4年度 公募期間

- 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業  
(R4) 5/16 ~ 6/10
- 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業  
(R4) 1次 : 4/27 ~ 6/3      2次 : 6/13 ~ 7/15  
3次 : 7/27 ~ 8/31      4次 : 9/7 ~ 10/5
- 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業  
※R4名称「PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」  
※下記公募期間は「(1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」を例示  
(R3補正) 1次 : 3/31 ~ 5/9      2次 : 5/16 ~ 6/15  
(R4) 5/16 ~ 6/15
- 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業  
※下記公募期間は「(1)①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業」  
「(2)①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業」を例示  
(R4) 6/6 ~ 7/15

# 終わりに

## 【お問い合わせ先】

環境省中国四国地方環境事務所 地域脱炭素創生室

TEL : 086-223-1577

MAIL : [CN-CHUSHIKOKU@env.go.jp](mailto:CN-CHUSHIKOKU@env.go.jp)

## 【令和5年度環境省重点施策集】

[https://www.env.go.jp/guide/budget/r05/page\\_00152.html](https://www.env.go.jp/guide/budget/r05/page_00152.html)

## 【地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み（令和4年6月）】

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/guidebook/supports-datsutanso-chiiki-zukuri-202206.pdf>

